

第39号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立二葉図書館

所在地 東京都品川区二葉一丁目4番25号

(2) 名 称 品川区立荏原図書館

所在地 東京都品川区中延一丁目9番15号

(3) 名 称 品川区立源氏前図書館

所在地 東京都品川区中延四丁目14番17号

(4) 名 称 品川区立ゆたか図書館

所在地 東京都品川区豊町一丁目17番7号

(5) 名 称 品川区立五反田図書館

所在地 東京都品川区西五反田六丁目5番1号

(6) 名 称 品川区立大崎図書館

所在地 東京都品川区大崎二丁目4番8号

(7) 名 称 品川区立大崎図書館分館

所在地 東京都品川区大崎三丁目 1 2 番 2 2 号

2 指定管理者

名 称 しながわTRC・リディアグループ

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 石井 昭

所在地 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。ただし、品川区立大崎図書館分館の指定期間は、平成31年1月25日から平成35年3月31日までとする。

(説明) 二葉図書館外6施設の指定管理者を指定する必要がある。